

# 【一八年度運動方針(案)抜粋】

## 二、労使の継続的課題の取り組みについて

(一) 認可料金制度の復活の課題

①一八春闘協定で「労使の政策課題として位置づけ」を合意・確認し、「目標達成に向け具体的に取り組み」としてこの協定に立脚した時、具体的に労使が動くことが当面の課題である。したがって、労使政策委員会として「何を実行するか」を明確にして具体的に取組みを進める。

②一八春闘後の労使政策委員会で、日港協としても「組合の主張を理解する」と表明があった。このことは、日港協が新たな見解として再び表明したもので、このことを重視し、行政に働きかけていく手立てから協議していくとする。

(二) R-T-Gの遠隔操作・自動化導入など「港湾・合理化」に反対する。

①(略)

②全国港湾は、港湾「合理化」反対の立場は明確であり、たとえ技術革新が進んでも、いま働いている仲間を「機械に置き換える」ことは容認できない。少子化や労働者不足は、働きの責任では決していない。少子化や労働力不足という社会を作り出したのは政府であり、政府を支援し続けてきた大企業であり、その意味では、政府の掛け声は「元々唾するもの」と重ねて強調しておく。

(三) 雇用と職域を切り、職域を拡大していく取り組み

この取組の原則は、産別協定が規定する「港湾を通過する貨物はすべて港湾労働者の職域とする」を根拠に置いたものとする。同時に、物流施設の変化に対応し、職域を拡大していく視座をおいて取り組みとする。

①港湾倉庫・特定港湾倉庫の課題

②(略)

③雇用と職域を切り、職域を拡大していく取り組み

この取組の原則は、産別協定が規定する「港湾を通過する貨物はすべて港湾労働者の職域とする」を根拠に置いたものとする。同時に、物流施設の変化に対応し、職域を拡大していく視座をおいて取り組みとする。

①(略)

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

③三島川之江港の指定港化・四国地域の労使協議体制の確立について

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

㊱(略)

㊲(略)

㊳(略)

㊴(略)

㊵(略)

㊶(略)

㊷(略)

㊸(略)

㊹(略)

㊺(略)

㊻(略)

㊼(略)

③国際戦略港湾構想は、集荷・創貨を政府としてバックアップし、効率化を「民の視点」で促進する。このものである。

I T Fは、「権利侵害への規制(協定・港湾のルールの相対)」、「組織化(労働者の組織化)」、「二本柱を対抗軸としていくことが重要と方針している。全国港湾としても港湾管理者、民間港湾運営会社との「対話・協議」を基本に、港湾労働者へのしわ寄せをせざるよう「地区港湾」的に対応することとする。

④国際バルク戦略港湾政策の結果についての政府の責任、地元経済を顧みない企業の責任、これを後押し・誘致する管理者(自治体)の責任が相変わらず果てられていない。この問題を引き続き追及し、雇用確保の担保措置を求める取組みを進める。(略)

⑤非指定港・三島川之江港・非指定港への貨物ソフト問題について

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

㊱(略)

㊲(略)

㊳(略)

㊴(略)

㊵(略)

㊶(略)

㊷(略)

㊸(略)

㊹(略)

㊺(略)

③その結果、立憲民主党・日本共産党・自由党・社民党・沖縄の風に参加を得ることができ、各党から、港湾労働者の要求に対する理解・賛同が表明された。その後、具体的な港湾労働者の要求について、議員個別、政党との政策を深めることもできた。

④この経験を通まえ、全国港湾の要求について理解と協力、共同関係が可能な政党(国会議員)とは、より日常的に相互理解と協力を強める取組みを進める。

3. 労使政策委員会を中心とした中長期の政策課題について

①一八春闘(中闘)総括を提起した点

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

㊱(略)

㊲(略)

㊳(略)

㊴(略)

㊵(略)

㊶(略)

(3) 安産協会が運営する港湾労働者技能訓練センター建設のフォロアップ、並びに外国人技能実習制度に關する対応について

①新港湾労働者技能訓練センターの建設は、一七年六月一日を期して着工し、本年十月一日に供用開始なる。この事業が財政面も含め計画通りに遂行できるよう、フォローアップ委員会を中心に、チェックしていく。同時に、今後はハード面の整備と共に、訓練カリキュラム充実などが、ハード・ソフトの拡充を進めていくことになる。

②政府が国を挙げて進めようとしている労働力不足、「少子高齢化」を理由とした、外国人技能研修生の受け入れ事業を訓練センターが担うことに反対する。すでに、関係委員会において、安定協会の技能訓練センターが外国人技能研修生を受け入れることは、法的にも実務的にもできないことは確認している。その結果、新センター設立の最終報告書にも組合側の反対意見を盛り込んだものとなっている。したがって、再び外国人研修生問題が再燃する場合には、実習生の「雇用」「制度導入」には反対の立場で対応する。

4. 共同行動などの強化と探求

(1) 港湾同盟の共同発展と組織統一の呼び掛け

(2) (略)

(3) 公務労組との政策課題での懇談・協議について

(4) (略)

(5) 国際連帯活動について

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

(34) (略)

(35) (略)

(36) (略)

(37) (略)

(38) (略)

(39) (略)

(40) (略)

(41) (略)